

マイカー業務使用規程

(目的)

第1条 この規程は、職員のマイカーを業務において使用する場合の取り扱いについて定める。

(許可申請)

第2条 マイカーを業務において使用することを希望する者は、予め HIF に申請し、その許可を受けなければならない。

(許可基準)

第3条 HIF は、申請した者について、次に掲げる事項を審査して許可を決定する。

- (1) 自動車を業務で使用する必要性
- (2) 運転技術
- (3) 自動車の型式、仕様
- (4) 自動車の使用年数
- (5) 自動車保険への加入状況

(自動車保険の加入状況)

第4条 業務及び通勤に使用するマイカーは、強制保険のほか、次に掲げる額の自動車保険に加入していなければならない。

- (1) 対人賠償保険 無制限
- (2) 対物賠償保険 1,000 万円以上
- (3) 搭乗者傷害保険 1,000 万円以上

(使用上の注意)

第5条 マイカーを業務上使用することを許可された者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 道路交通法を遵守し、安全運転を行うこと
- (2) 安全運転ができるよう、常に自動車の整備・点検を行うこと
- (3) 自動車の内部、外部の清掃を行うこと
- (4) 自動車で故障が生じたとき、若しくは異常を発見した時は、直ちに運転を中止して適切な措置を講じること
- (5) 業務に関係のない者を同乗させないこと
- (6) 運転中に携帯電話をかけること。やむを得ずかけるときは、安全な場所に停車させてからかけること

- (7) 交通事故が発生したときは、規程に定められた措置をとるとともに、直ちに HIF に連絡すること

(禁止事項)

第 6 条 次に掲げるときは、絶対にマイカーを運転してはならない。

- (1) 酒を飲んだとき
- (2) 心身が著しく疲労しているとき
- (3) その他正常な運転ができない状態にあるとき

(業務使用報告書)

第 7 条 マイカーを業務において使用したときは、行き先、業務内容、及び走行距離数を業務使用報告書に正確に記載し、HIF に提出しなければならない。

(費用負担)

第 8 条 マイカーの業務使用につき、HIF は次の費用を負担する。

- (1) ガソリン代 実費の全額 (20 円/走行キロ)
- (2) 駐車料金 実費の全額
- (3) 高速道路通行料 実費の全額

(締切日、支払日)

第 9 条 HIF が負担する費用は毎月末日で締め切り、翌月 10 日に支払う。

(課金の負担)

第 10 条 マイカーを業務で使用している時に生じた交通事故・交通違反につき、本人に課せられた罰金、科料、反則金等の課金は、すべて本人負担とする。

(許可の取り消し)

第 11 条 職員が、次のいずれかに該当するときは、マイカーの業務使用の許可を取り消す。

- (1) 故意に又は重大な過失によって交通事故を発生させたとき
- (2) しばしば交通法規に違反したとき
- (3) しばしばこの規程に違反したとき

(附 則) この規程は、2015 年 10 月 1 日から適用とする。